

キーワード：転作支援、麦、大豆、飼料用米、面積拡大、都道府県連携型助成、米価下落

【目的】

県産の麦・大豆・飼料用米等は主食用米よりも収益性が高く、県内食品事業者等から堅調な引き合いがあるが、需要を満たせていない状況である。主食用米の価格が下落し、農業者の収益の悪化が見込まれる中、収益性の高い品目への転換を促し、農業者の経営の安定化を図る。

【事業目標】

転換により経営安定化が図られる農業者数(R6:5,150人)、麦・大豆・飼料用米拡大面積(R6:600ha)

【事業の内容】

1 県産農産物拡大応援事業費

新たに麦・大豆・飼料用米を作付した場合に、拡大面積に応じて支援(国の都道府県連携型助成を活用)。

(1) 対象者

麦・大豆・飼料用米をR5から10a以上拡大する農業者  
 ※麦・大豆は畑作物直接支払交付金加入者、飼料用米は新規需要米取組計画認定者

(2) 補助対象

麦・大豆・飼料用米のR5年度からの拡大面積  
 ※基幹作のみ。黒大豆は対象外。

(3) 補助単価

上限5,000円/10a

2 県産農産物拡大応援推進事務費

1の事業実施に係る推進事務費。

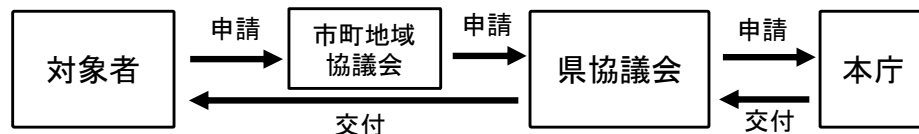
(1) 対象者

兵庫県農業活性化協議会、各市町地域協議会

(2) 補助額

定額

【事業の流れ】



【事業活用方法】

事業年度の6月末までに営農計画書を提出すること

【活用例】

主食用米から需要の見込まれる麦・大豆・飼料用米への作付転換

イ 実需者(麦茶製造業者)からの需要に応え、大麦を50aから100aに作付拡大した場合

拡大面積50a×上限5,000円/10a=上限25,000円の支援

(国からも県と同額の支援→国・県合計で上限50,000円の支援)

ロ 実需者(醤油製造業者)からの需要に応え、R5から新たに大豆を20a作付した場合

拡大面積20a×上限5,000円/10a=上限10,000円の支援

(国からも県と同額の支援→国・県合計で上限20,000円の支援)

ハ 実需者(養鶏業者)からの需要に応え、飼料用米を50.6aから70.5aに作付拡大した場合(a未満は事前に切捨てをして計算)

拡大面積20a×上限5,000円/10a=上限10,000円の支援

(国からも県と同額の支援→国・県合計で上限20,000円の支援)

**※注: 予算に限りがあるため、補助単価(上限5,000円/10a)は県全体の取組面積により、下がる場合があります。**

【事業所管部署】078-362-3409

農業経営課 集落農業活性化班 経営構造対策担当